

- (5) 外航ノ郵船商船等ノ乗組員全部ニ對シテ直ニ實施スルヤウ當該會社ニ示達スルコト
- 三、魚類ニ關スル件

- (1) 縣下ニ於ケル漁業者一萬一千五百六十二戸、人口約五萬五千人ニ對シ豫防注射班十八班ヲ編成シ二ヶ月間ニ實施スルコト
- 四、各縣ト連絡ニ關スル件

- (1) 注射ノ回数分量注射證ノ交付等ニ就テ
- 五、早期發見ニ關スル件

(1) 醫師會其他ノ團體ト連絡ヲ密ニスルト共ニ檢病的戸口調査ヲ勵行シ患者ノ早期發見ニ努ムルコト
以上ノ事項ニヨリテ大方ノ豫防方針ヲ定メテゾノ防備ノ至ラヌ隔ナキヲ期シタリ
而シテ當時海外ノ「コレラ」發生狀況左ノ如シ

在新嘉坡國際聯盟保健部東局發表

三月廿一日ニ終ル一週間 昭和三十四年四月六日 第十三報
內務省衛生局

港名	コレラ患者	同死者	港名	コレラ患者	全死者	港名	コレラ患者	全死者
バセイン	二五		マドラス	一		西貢	三	二
孟買	二		モルメーン	五		谷	二	二
カルカッタ	二四		廣東	六		東	一	二

然ル所四月十二日內務省發給三號ヲ以テ御大禮ニ關スル海港檢疫施設事項ノ件通牒アリテ「コレラ」防疫ニ關シテハ一層ノ警戒ニツトメ豫防注射ヲ一定計劃ノ下ニ實施スルコト及海外ニ於ケル發生狀況ニ從ヒ海港檢疫ノ施行ヲ一層嚴重ナラシムルヤウ指示サレタリ、之ヨリ曩ニ縣衛生課ニ於テハ大量ノ「コレラ」ワクチンノ用意ヲナシ、神戸港及縣下各港ニ於ケル水上從業者並ニ之ト密接ノ關係アル者約十七萬七千五百人ニ對シ一齊ニ豫防注射ヲ實施スベク計劃ヲ進メタル所七月廿八日ニ終ル一週間ニ於テ上海佛租界ニ「コレラ」疑似一名發生ノ旨新嘉坡保健東局ヨリ電報アリタリ
カ、ル所ニ八月七日衛生局長ヨリ「コレラ」豫防注射ニ關スル件通牒アリ、續イテ內務省ヨリ八月十日付ヲ以テ「コレラ」豫防注射計劃ヲ實行スベキヤウ訓令ニ接シタリ、(別項通牒訓令寫參照)茲ニ於テ本縣衛生課ニ於テハ八月十一日衛通第三一號ヲ以テ水上署長ニ對シ上海ニ於ケル「コレラ」發生狀況ニヨリ神戸港在住ノ水上生活者約二萬五千人ニ對シ豫防注射ヲ行ヒ、八月十五日ヨリ向一ヶ月間ニ終了スベキヤウ而シテ左表ノ形式ニヨリテ日々其成績ヲ通告スベク通達ヲ發セリ(別項通達寫參照)

「コレラ」豫防注射施行人員日報 警察署長

種別	回数	男	女	計	備考
汽船乗組員	二				
帆船夫	一				
解人夫					
沖仲仕					
濱仲仕					
艦船行商人					
座船々夫					
漁夫					
其他					
計					
累計					

尙注射班ノ編成ハ左ノ如シ

コレラ豫防注射ヲ受ケル人ノ心得

- 一、コレラノ豫防ニハ豫防注射ヲ受ケルノガ一番ヨロシイカラ進ンデ受ケナサイ。但シ有熱病者、妊婦、心臟病、腎臟病、脚氣、肺結核等ハ注射ヲ受ケヌガ宜シイ
- 二、豫防注射ハ二回スルノデ初ノ注射ノ日カラ三四日目ニ又注射ヲシマスト數日後ニ豫防ノキ、メガ現ハレ半年乃至一ケ年其効力ガ續キマス
- 三、注射ヲ受ケタ當日ハナルベク身体ヲ靜カニシ入浴ヤ暴飲暴食ヲ止メナサイ
- 四、注射ヲシテモ不攝生スルノハ危險デスカラ慎マネバナリマセン
- 五、注射シタ後ニ針ノアトガ痛ミ或ハ少シ熱ノ出ル様ナ人モアリマスガ一兩日デナホリマスカラ心配ハ無イ。

兵 庫 縣

コレラ、ワクチン 使用法

- 一、本ワクチンハ使用ノ際毎回強ク振盪シテ潤濁ヲ平等ナラシムベシ
- 一、注射ハ一人ニ付二回宛行フモノトス其ノ量左ノ如シ
 - 第一回注射量
 - 年齢十六年乃至五十年 一、〇CC
 - 同十一年乃至十五年及五十一年以上 〇、六CC乃至〇、七CC
 - 同六年乃至十年 〇、三CC乃至〇、五CC
 - 但シ以上ノ量ハ健康者ニ對シテノ量ナレバ體質ニ依リ斟酌スベシ
 - 第二回注射量、第一回注射量ノ倍量ヲ用ユベシ
 - 但シ第一回注射反應ノ輕重ニヨリ多少増減スベシ
- 一、第二回注射ハ第一回注射ヨリ三日乃至五日ヲ經テ行フヲ要ス
- 一、注射部ハ肩胛間部ニテ皮膚ノ柔軟ナル部ヲ擇ヒ針ヲ斜ニシテ皮下ニ注射スベシ 但シ職業等ノ關係上前記部位ノ不便ナルトキハ適宜ノ部位ニ注射スルモ妨ナシ

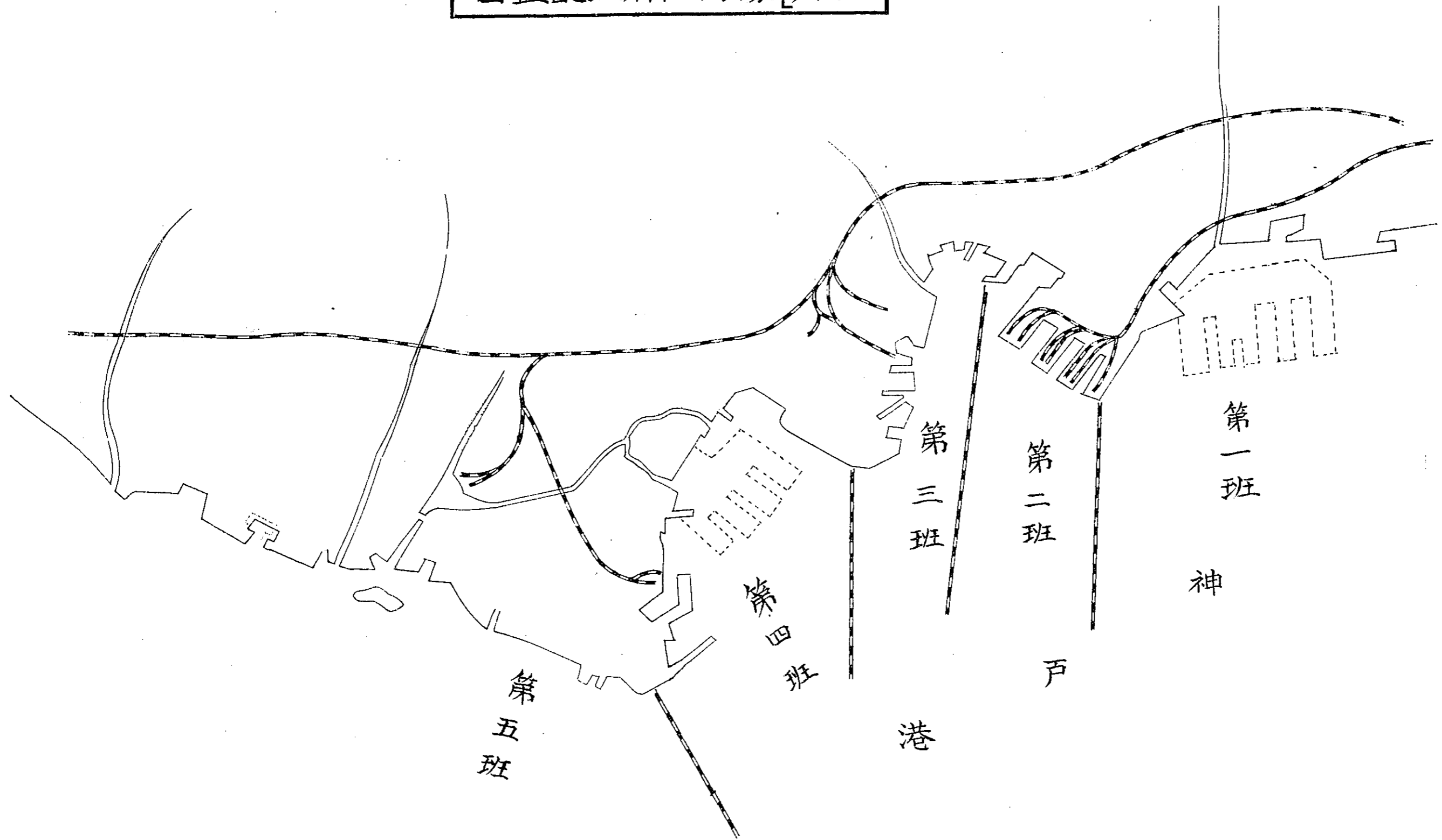
兵 庫 縣

二、「コレラ」豫防施設實施狀況

縣衛生課ニ於テハ兼テ防疫職員ノ増員ヲ内務省ニ稟請シアリタル所八月十日内務省發衛第九十一號ヲ以テ「コレラ」防疫ノ爲防疫醫一〇名防疫監吏二〇名ノ増員ハ實顯サレタリ

茲ニ於テ八月十五日ヨリ神戸港其他主ナル沿岸港灣十八ヶ所ニ於テハ八月十八日ヨリ一齊ニ豫防注射ヲ開始シタリ、即チ十八港灣ハ左ノ如シ
 尼ヶ崎、西宮、御影、明石、高砂、二見、飾磨、家島、妻鹿、網干、室津、坂越、岩屋、洲本、由良、志筑、福良、相生
 而シテ豫防注射施設概要ハ神戸港水上生活者約二萬五千ニ對シテハ五區ニ分割シテ注射班ヲ配置シ大休二ヶ月以内ニ完了ノコトトシ其後ハ三班ヲ存置シテ常ニ異動セル未完了者ノ注射其他ノ警戒ニ努メシメ、神戸市内ニ在ル前項該當者ノ家族其他魚類關係者等約十萬人ニ對シテハ市内各警察署ニ防疫職員ヲ派遣シ神戸市ト協力實施セリ、又縣下ノ主ナル港灣（日本海沿岸ヲ除ク）ニ在セル五萬二千五百餘人ノ水上従業者ニ對シテハ八月十八日ヨリ注射班ヲ配置一ヶ月完了ノ豫定ニテ實施セリ、配置狀況左表ノ如シ。

圖置配班射注防豫ラレコ



縣下各港水上従業者注射班配置表

(昭和三年八月)

配 置 署 名	港 灣 名	要 注 射 人 員	醫 師	看 護 婦	警 察 官	市 町 村 吏 員	使 用 船 舶
尼崎署	尼崎港	一、一〇六	一	一	二	二	一
西宮署	西宮港	一、〇八六	一	一	二	二	一
御影署	神戶港 接續沿岸	三、三〇六	一	一	二	二	一
明石署	明石港	六、六〇四	一	一	二	二	一
高砂署	高砂港	二、四〇三	一	一	二	二	一
加古川署	二見港	一、〇〇〇	一	一	二	二	一
飾磨署	飾磨、家島、妻鹿港	五、三三三	一	一	二	二	一
網干署	網干、室津港	三、五〇〇	一	一	二	二	一
赤穂署	坂越港	二、二〇〇	一	一	二	二	一
岩屋署	岩屋港	五、五〇〇	一	一	二	二	一
洲本署	洲本、由良港	三、六六九	一	一	二	二	一
志筑署	志筑港	四、五〇〇	一	一	二	二	一
福良署	福良港	四、八三三	一	一	二	二	一
那波署	那波港	二、二〇五	一	一	二	二	一
計	一八	五〇、七三三	一八	一八	二二	二二	一八

備考 昭和三年八月十八日ヨリ實施

右ノ計劃ノモトニ注射班ノ活動ハ着々トシテ見ルベキモノアリ、八月廿四日檢發一九九號ヲ以テ内務大臣宛ニ本縣下各港ニ於ケル水上生活者及其關係者ノ豫防注射ヲ本月十五日開始シツノ實施狀況ノ見ルベキモノアルヲ詳細通報ニ及ビタリ
 カ、ル折柄衛生課ニ於テハ常ニ海外ノ「コレラ」發生狀況ニ就テ注意ヲ怠ラズ、然ルニ八月以降ノ國際週報ニヨレバ其ノ情勢恐ルベキモノアリ、即チ左表ノ如シ

地名	七月二十八日ニ		八月四日ニ		八月十一日ニ		八月十八日ニ		八月廿五日ニ	
	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
孟買										
カッタ										
マニラ										
グザガタ										
ボンサチ										
ブノン										
廣東										
上海										
關西										
マニラ										
盤谷										
ネガバタ										
ツチコ										
バタビヤ										
計	六	三	六	七	五	七	三	五	二	七

茲ニ於テ内外ノ模様ヲ斟酌シ八月卅一、衛通第三六號ヲ以テ、水上、那波警察署長ニ對シテ、上海ガ「コレラ」流行地ト指定セラレタル場合同地ヨリ來航シタル船舶ニ對シテ豫メ遵守事項ヲ示達シ置クト共ニ指定後ハ左記ニヨリテ取扱フベキ旨通達ヲ發セリ

「コレラ」流行地ヨリ來航シタル船舶ニ現ニ又ハ航海中「コレラ」患者ナキ場合ノ取扱方

- 第一、便所其他ノ場所並ニ流行地ニ於テ積入レタル飲料水、使用水、野菜、果物、魚介等ノ生物其他病毒傳播ノ媒介トナルベキ物件ニシテ特ニ消毒ノ必要アリト認ムルモノハ最初ノ港ニ於テ之ヲ消毒スルコト

他ノ港ニ於テ消毒ヲ施行シタルモノニ對シテハ特ニ必要アル場合ノ外再ビ消毒ヲ爲サズルコト

第二、前項ノ消毒ハ當該官吏之ヲ施行スルカ、又ハ當該官吏指揮ノ下ニ船舶ヲシテ之ヲ行ハシメ消毒ノ爲成ルベク他港ニ回航セシメザルコト

第三、船客乗組員ニ對スル取扱ハ左ノ各號ニヨルコト

- (1) 船客、乗組員ニ對シテハ消毒ヲナサザルコト
- (2) 最初ノ港ニ於テ船客乗組員ニ對シテ必要ナシト認ムル者ヲ除ク外糞便検査ヲ施行スルコト、他ノ港ニ於テハ特ニ必要アル場合ノ外再ビ糞便検査ヲナサザルコト
- (3) 前號ニヨル糞便検査ヲ行ヒ得ザル事情アル者ニ對シテハ成可ク採便ノ上他港ニ進航ヲ許シ糞便検査ノ結果ハ直ニ其ノ到着港ノ官憲ニ速報スルコト
- (4) 前二號ニ依リ糞便検査又ハ採便ヲ爲シ得ザルトキハ順次ニ他ノ港ニ於テ前掲ニ準ジ之ヲ取扱フコト
- (5) 注意スベキ症状アルモノ及之レト密接ノ關係アル者並ニ糞便検査ヲナスベキ者ニ對シテハ其検査完了マデ上陸ヲ許可セザルコト

第四、糞便検査済ノ者採便済ノ者及糞便検査ノ必要ナシト認メタルモノニシテ他港ニ進航スル者ニ付テハ其ノ證明書ヲ與フルコト

本項ノ證明アルモノニ對シテハ注意スベキ症状ノ他特ニ必要アリト認ムル事情ナキ限り更ニ糞便検査ヲ行ハザルコト

第五、糞便検査ノ結果異常ナキモノ糞便検査ノ必要ナシト認メタル者及流行地ヲ發シタル後二週間ヲ經過シタル者ノ糞便ハ之ヲ消毒シタル後ニ非

ザレバ港内ニ放流セシメザルコト

第六、第一、乃至第三ニ記載スル處置ヲ了セザル船舶ニ對シテハ當該官吏指定ノ錨地ニ於テ其ノ監督ノ下ニ荷役ヲ許可スルコト

第七、上海、長崎、神戸間ノ日支連絡船ニ關スル取扱ハ別ニ定ムルコトニ依ル

備考 本文中該當官吏トアルハ検査ヲ施行スル港ニ於テハ検査官吏検査ヲ施行セザル港ニ於テハ警察官吏ナリトス

第三項第五號ノ取扱ニ關シテハ更ニ相當指示スル迄ハ検査完了ヲ待タズ採便ノ上陸ヲ許可シ其ノ糞便検査ノ結果「コレラ」菌ヲ發見シタル時ハ本人ノ行先地ノ官憲ニ速報スルコト

「コレラ」流行地ヨリ來航スル船舶ノ遵守スベキ事項

第一、便所其他不潔ノ場所並ニ流行地ニ於テ積入レタル飲料水、使用水、野菜、果物、魚介等ノ生物其他病毒傳播ノ媒介トナルベキ物件ニ對シ最
初ノ港ニ於テ消毒ヲ施行シ又ハ船舶ヲシテ消毒ヲ施行セシムルコトアルベキニ依リ特ニ便所ノ清潔保持ニ努メ尙流行地ニ於テハ前記ノ物件
ヲ成ベク積入レズ又ハ之ヲ持込マシメサルコト

第二、乗組員ニ對シテハ已ムヲ得ザル用務アル場合ノ外流行地ニ上陸ヲ禁ジ上陸中ハ生物其他病毒傳播ノ虞アルモノヲ飲食セシメザルコト

第三、流行地碇泊中已ムヲ得ズ一時上陸スル船客ニ對シテハ豫防上必要ナル注意ヲ與フルコト

第四、流行地ヨリ乗船スルモノハ乗船前其ノ健康状態ニ注意シ疑シキ者ハ乗船セシメザルコト

第五、船舶ニ於テ特ニ船客乗組員ノ健康状態ニ注意シ「コレラ」ニ疑シキ患者ハ速カニ隔離、其他適當ノ豫防措置ヲナスコト

第六、船客乗組員糞便及「ビルヂウオーター」ヲ内地港内ニ放流又ハ排除スルニツキテハ當該官吏ノ指示ニ從フコト

第七、現ニ又ハ航海中「コレラ」患者ナキ船舶ニ在ツテハ規定期間ノ停留ヲ省略スル爲メ糞便検査ヲ爲シタル者ニ對シテハ注意スベキ症狀アル
者及之ト密接ノ關係アル者ニ非ザル限直ニ上陸ヲ許可スベキニ付探便其他ニ關シ豫メ相當ノ用意ヲナスコト

「コレラ」豫防ニ關スル各注射班ノ熱心ナル活動ノ結果ハ見ルベキモノアリテ各署ノ注射人員ハ豫定ヲ超過スル状態ニアルヲ以テ九月十一日衛通第四
〇號ヲ以テ尼崎、西宮、御影、明石、加古川、高砂、飾磨、網干、赤穂、那波、岩屋、洲本、志筑、由良ノ各警察署長ニ對シテ十七日ニ於テ一先ツ豫
防注射ヲ中止シ注射班ヲ解除シ其後檢病調査探便検査其他ノ防疫方法ヲ續行スベキ旨ヲ通達セリ(別項通達寫參照)

三、「コレラ」發生狀況

(一) 神戸港第十號浮標繫留ノ英國貨物船グレンナツプ號乗組員一等運轉士英國人テイ、エフ、ゼームス當三十八才ハ昭和三年九月廿七日午後四時ニ
於テ疑似コレラト決定サレタリ

(二) 流行地トノ交通關係

右グレンナツプ號ハ八月四日倫敦出航ボートサイドニ八月十五日入港同日出帆スエズ八月十六日通過、ベナン九月二日入港同三日ベナン出帆、

(三) 患者發病ヨリ決定迄ノ狀況
シンガポール九月五日、入港同七日出帆香港九月十二日入港十四日同港ヲ出航上海十七日入港二十二日出帆(上海ニ六日間碇泊)二十五日午
前七時五分神戸和田岬檢疫所ニ於テ下級船員四十八名探便ノ上午八時神戸港、入港第十號浮標ニ繫留荷役ヲ了シ二十六日午後一時横濱ニ向
ケ出帆セリ

(四) 患者ノ處置
九月二十五日夕刻神戸市三宮町一丁目ドクトル、カニロ、チルン方ヘグレンナツプ號ヨリ患者ノ往診ヲ求メタルヲ以テ直チニ往診シタルニ前記
患者ノ症狀ニ赤痢又ハ「コレラ」ノ疑アリタルヲ以テ探便ノ上二十五日午後九時豫テ面識アル神戸市東山病院前山副院長ヘ送付シテ患者ノ居
所氏名等ハ附記セズ單ニ「コレラ菌」赤痢菌ノ有無検査方依頼シタルヲ以テ直ニ培養試驗中二十七日午後三時「コレラ」疑似菌ヲ認ムル旨當
廳ヘ報告、検査ノ立合ヲ求メタルニ依リ直チニ當廳吏員ヲ派シ検査ノ結果疑似「コレラ」菌ヲ認ムト決定ス

(五) 豫防措置
以上ノ狀況ニテ主治醫チルンハ疑似ノ疑ヲ懷キタルモ未ダ「コレラ」患者ト診定ニ至ラザリシ爲メ豫防法ニ示セル消毒其他ノ指示ヲ爲サマリ
シ故二十七日午後四時ノ決定前二十六日午後一時該船ハ既ニ荷役ヲ了シ患者ヲ乗セタルマ、横濱ニ向ケ出帆シタルモノニシテ繫留中ノ患者ノ
排泄物ハ其儘港内ニ放流セラレ海水ハ爲ニ汚染セラレタルノミナラズ横濱マデノ航海中病毒傳播ノ虞アルハ頗ル遺憾トスル所ナルガ瀬戸内海
沿岸各縣ニ通報スル外神戸港内海水使用停止ノ縣令ヲ公布シテ病毒ノ散莖ヲ防止スルト共ニ警戒方ヲ直ニ神奈川縣ニ通報セリ

(一) 豫防注射並ニ健康診斷

神戸港内水上生活者約二萬五千人ニ對スル豫防注射ハ既報ノ通り八月十五日ヨリ引續キ實行シ居リ既ニ本日迄ニ二萬一千餘人ヲ實施シテ
大部分ヲ終了セルモ異動者注射洩レ等ヲ徹底的ニ調査實行スルハ勿論該船繫留中交通シタル荷役人夫艦船行商人其他船員ノ上陸先等關係
者全部ニ對スル注射並ニ健康診斷ヲ行ヒタリ

(二) 探便検査

該船ノ荷役ニ從事シタル人夫百餘名並ニ艦船行商人其他直接關係者全部ハ防疫職員ヲシテ嚴重調査ノ上探便班ヲ編成シ徹底的ニ探便檢鏡
ヲナセリ

(三) 陸揚シタル荷物並ニ其ノ處置

(イ) 薄板(鐵板)一千八百束ハ神戸市川西倉庫取扱ニテ解船ニ後ニテ直接大阪市御崎町、大阪亞鉛板株式會社ニ收納シ居リ其旨大阪府警察
部ヘ通報ス

- (ロ) 硫酸アンモニヤ四千袋大七商會取扱
- (ハ) 硫酸アンモニヤ二萬一千二百袋大正運輸會社取扱、前記四千袋ト共ニ縣下加古郡多木肥料會社送附ノモノ
- (ニ) 桐材、二千九百六十七枚神戸市上組扱ニテ森本濱ニ存置ス
- (ホ) 雜貨三十七箇(洋毛)
- (ヘ) 牛骨百九十九袋前記雜貨ト共ニ上組取扱ニテ京橋ノ下ニ繋留中
- (ト) 米四百八十俵 高濱三菱倉庫ニ收藏
- (チ) 護謨原料 二百個住友倉庫ニ收藏
- (リ) 雜貨四百個 同上

以上ノ如ク陸上貨物ノ行先數量調査ノ結果判明シタルヲ以テ直ニ夫々消毒處置ヲナシタリ

- (4) 檢病的調査ノ實行
 - 濱仲仕、沖仲仕、石炭仲仕、帆船々夫、漁夫、其他ニ對スル檢病調査ハ既ニ二班ヲ編成シテ實行シ居レルモ海水汚染ノ虞アルニ鑑ミ之ヲ増班シテ周密ニ實行セリ
- (5) 神戸港内海水使用停止
 - 二十五日午前八時第十號浮標繋留後二十六日午後一時神戸港出帆マデ約三十時間ニ亘ル長時間患者ノ排泄物ヲ港内ニ放流シテ海水ヲ汚染シタル虞アルヲ以テ豫防法第十九條ニ依リ當分ノ開海水使用停止ノ縣令ヲ公布シ漁撈游泳ヲナシ又海水ヲ汲取リ若クハ飲食物飲食物用器具、衣類等ヲ洗滌ヲナシ之ヲ使用スルコトヲ禁止、神戸市長ヲシテ神戸港沿岸適宜ノ場所ニ無料給水栓及給水船ヲ設置配水セリ
 - 而シテ海水使用停止ノ兵庫縣報號外、及水上署ヨリ配布シタル、無料給水ノ宣傳ビラ、左ノ如シ。

○縣 令

兵庫縣令第四十七號

「コレラ」病豫防ノ爲傳染病豫防法第十九條ニ依リ當分ノ開左記場所ニ於テ漁撈游泳ヲ爲シ又ハ海水ヲ汲取リ若ハ飲食物、飲食物用器、衣類等ノ洗滌ヲ爲シ之ヲ使用スルコトヲ停止ス

違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年九月二十八日

兵庫縣知事

長

延

連

左 記

一、神 戸 港 内

コレラ病來る、海の水を使ふな

支那上海、大連、青島方面ニ流行シテ居ルコレラ病ハ九月廿七日遂ニ神戸港ニ浸入シマシタ。

之レガ爲メ神戸港ノ海水ハ病毒ニ汚サレテ居ルカラ此ノ海水ヲ使用シタリ魚ヲ獲ツタリ泳イダリスルコトハ非常ニ危險ナノデ今回縣令ヲ以テ海水ノ使用ヲ嚴禁セラレマシタ、コレニ違反スルト處分セラレマス。

◎無料給水場所

◎左記場所ハ時間ニ制限ナク無料ニテ給水セラレマス

- 一、葦合港内巡查派出所前
- 一、米利堅波止場旅具檢査所裏
- 一、國産波止場第二突堤西側
- 一、匠 町(漁市場西)
- 一、兵庫新川橋西側濱

◎左記八ヶ所ハ 自午前五時 自午後四時 至午前七時 至午後六時 ノ間無料ニテ給水セラレマス

- 一、南逆瀬川町新川浮橋(安田倉庫前)
- 一、東尻池町八丁目(運河ノ入口)
- 一、築 島 橋 濱
- 一、今出在家町一丁目(新川ノ入口)
- 一、辨 天 濱
- 一、第二波止場中税關
- 一、第四 突 堤
- 一、葦合港内巡查派出所前

兵 庫 縣

猶海水使用停止ニ就テハ徹底的ニ之ヲ取締ル要アルヲ以テ、衛通第四三號ヲ以テ兵庫、神戸水上、相生橋、三宮、葦合、御影各警察署長ニ通達ヲ發シ其成績ヲ左記ノ様式ニヨリ報告セシメタリ (別項通達寫参照)

海水使用停止中ノ取締事績報告

至自 月 日

取締總件數	流 撈	游 泳	海 水 汲 取	飲食物同器具 衣類洗濯	内			
					科 料	説 諭	訓 誠 注 意	

(尙神戸港内トハ西郷町新在家ノ東角ヨリ南ヘ五度西ニ入りタル線ト和開岬ヨリ北八十四度三十四分東ニ入りタル線ト交叉シタル一線内ヲ云フ)

九月二十七日檢發第二四六號ヲ以テ「コレラ」患者發生ノ件ニツキ内務大臣ニ詳細報告スルト共ニ前記警戒方ヲ神奈川縣、京都府、大阪府へ通報シ猶福岡、山口、廣嶋、岡山、大分、愛媛、香川、徳島ノ各縣へ電報ヲ以テ疑似「コレラ」發生ノ件通告シ、瀬戸内海ニテ排便ノ疑アル旨ヲモ併セテ警告シタリ、此他、關係各官衙長及沿岸各警察署長ニ電報スルト共ニ此ノ際ニ於テ特ニ下痢症患者等ニ對スル健康視察ヲ勵行シテ患者ノ早期發見ニ努ムルヤウ通牒ヲ發シタリ (別項通牒寫参照)

四、「コレラ」患者發生ニ對スル防疫措置

A、豫防注射班及檢病班、診察班、採便班ニ就テ

「コレラ」豫防注射ニ就テハ八月十日衛通第三三號ニテ通達セル神戸港内水上従業者及其家族、其他漁業者ニツキ既ニ大部分終アセル管ナルモ、今回港内ニ患者發生シテ海水汚染ノ事實アルニ鑑ミ更ニ神戸市ト協議シテ、注射洩レノ者及一般希望者ニ對シ、市内適宜ノ場所ニ於テ豫防注射ヲ實施スルコトニ定メ各署長ニ令シテ其管内ノ該當者ヲ調査シ置キ、狩出方ト執行上ノ便宜ニ努力アリタキ旨通達スルト共ニ檢病班、診察班、採便班等ノ活動ヲ一層敏ナラシメテソノ警戒ニ遺漏ナカラシメタリ

即チ第一着ニ於テテナツツ號ノ荷役其他ニ從事シタル關係者百五十二名ニ就テ採便検査ヲ施行シタリ

九月卅日迄ニ第一回ヲ終了シタルニ何レモ陰性ニシテ更ニ十月二日三日ニ亘リテ第二回ヲ行ヒタルモ總テ陰性ナル結果ヲ得タリ

一方注射班ノ六班ヲ督勵シテ出入船舶乗組員ノ未了者ヲ調査シテ注射ヲ實施セシメル上、十月二日ヨリ左表ノ如キ職員ヨリナル無料診察班及檢病班ニ採便班ヲ新クニ編成配置シテ水上従業者ニ萬五千人ニ對シ各種ノ疾病ヲ無料ニテ診察シ、又檢病採便ヲ行ヒ患者ノ早期發見ニ努メ、カネテ左ノ形式

ニヨリ日報ヲ作り成績ヲ衛生課ニ報告セシメタリ

診察班、檢病採便班ノ配置表及、無料診察ニ關スル宣傳ビラ、日報形式左表ノ如シ

神戸港内水上生活者ニ對スル診察班及檢病採便班配置表

班 名	班 別	防 疫 醫 生	藥 劑 師	看 護 婦	防 疫 監 吏	警 察 官	計
診 察 班 第 一 班	第 一 班	—	—	—	—	—	—
診 察 班 第 二 班	第 二 班	—	—	—	—	—	—
檢 病 班 第 一 班	第 一 班	—	—	—	—	—	—
檢 病 班 第 二 班	第 二 班	—	—	—	—	—	—
檢 病 班 第 三 班	第 三 班	—	—	—	—	—	—
檢 病 班 第 四 班	第 四 班	—	—	—	—	—	—
計	六 班	—	—	—	—	—	—

備考 防疫醫ハ人事ノ都合ニヨリ毎日交代ス 藥劑師ハ七日毎ニ交代ス

(昭和三年十月二日ヨリ實施ス)

警 告

◎コレラの浸入を防ぐには

- 一、寝冷ヲセヌコト
- 一、生ノモノハ食セヌコト、生水ハ一番危険
- 一、暴飲暴食ヲセヌコト
- 一、腐敗シカケタモノハ喰ワヌコト
- 一、海水ハ絶對ニ使ハヌコト
- 一、港内ノ魚ハ絶對ニ獲ラヌコト

◎無料診療を始めました

神戸水上署デハ無料診療班ヲ設ケテ優秀ナ醫師ヤ藥劑師ヤ看護婦ヲ乗セテ診療船ガ港内ヲ巡回シテ居リマスカラ利用シテ下サイ。

七六

寝冷ラシタリ頭痛ヤハキクダシラシテ病氣ダト思ツタラ遠慮セズ無料診療班デ見テ貰イナサイ、病氣ハ放ツテオケバ、イクラデモ、重クナリ
 マス患者ハ輕イウチニ水上署ノ診療班ヘオ出デナサイ、藥代モ診療代モ無料デス、オ五ニ病氣ニ、ナラナイ様ニスルノガ自分ノ爲ノミナラズ
 社會ノタメデス、又病氣ニナツタ時ハ出来ルダケ、早く、ナホス様ニスルノガオ五ノ責任デス

兵庫縣

「コレラ」豫防檢病調査日報

月 日

種別	性別	檢病人員	同上中探便人員	摘要	汽船乗組員	帆船夫	沖仲仕	濱仲仕	艦船行商人	塵船夫	漁夫	其他	累計	累計

「コレラ」豫防診療成績日報

月 日

種別	性別	診療人員	同上中探便人員	其他	汽船乗組員	帆船夫	沖仲仕	濱仲仕	艦船行商人	塵船夫	漁夫	其他	累計	累計

B、神戸市醫師會ノ活動

病毒、我方神戸港内ニ浸入セシ爲、港内出入ノ船員船夫ハ中スニ及バズ、此ノ港内ヲ天地トシテ働ク一般水上従業者ニ對シテハ、注射班、檢病探便
 班サテハ診療班ノ遺憾ナキ活動アリタルガ、猶、海上従業者ノ家族、生魚商其他一般市民ニ對スル豫防注射ニ就テ當局ニテハソノ必要ヲ痛感シ居リ
 タル際、神戸市醫師會ニ於テハ御大禮モ遍レル今日、此ノ惡疫ノ浸襲ヲ恨事トシ、一齊ニ無料注射ノ奉仕ヲナスベク申出アリタルヲ以テ神戸市ト協議

シ、注射液ヲ縣ヨリ交付シ、十月一日ヨリ市内各開業醫ニ於テ市民ノ希望者及警察署ヨリ示達セル前記家族等ニ無料豫防注射ヲ實施スル外一方ニ於テハ縣市衛生課及縣立病院濟生會病院相提携シテ一般希望者ノ豫防注射ヲ開始シタリ。

C、移出生魚ニ對スル證明書交付

グレナツプ號碇泊中港内ニ汚物ヲ投棄シ海水ヲ汚染シタル事實アルヲ以テ二十八日ヨリ海水使用停止ヲ見タルハ前述ノ如クナルガ之ニ關シテ京都府及滋賀縣、先ヅ、本縣ヨリ生魚其他ノ物件ノ移入ヲ停止シ、徳島縣モ之ニツイデ同ジク縣令ヲ公布シタリ

府縣令左ノ如シ

京都府令第九十七號

昭和三年九月三十日

「コレラ」豫防ノ爲傳染病豫防法第十七條ニ依リ神戸港内ニ於テ漁撈シ又ハ同港内ヲ通過シタル魚介類其他病毒傳播ノ虞アル物件ノ移入ヲ停止ス但シ神戸港内海水中ニ在リタル事實ナキコトノ所轄警察署ノ證明ヲ有スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

滋賀縣令第三十七號

昭和三年十月一日

「コレラ」豫防ノ爲傳染病豫防法第十九條ニ依リ當分ノ内神戸港内ニ於テ漁撈シ又ハ同港内ヲ通過シタル魚介類其他傳染病傳播ノ虞アル物件ノ移入ヲ停止ス、但シ汽車積ノ儘通過スルモノ及神戸港内ノ海水中ニ在リタル事實ナキコトノ所轄警察署ノ證明アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

徳島縣令第七十一號

昭和三年十月三日

「コレラ」豫防ノ傳染病豫防法第十九條ニ依リ當分ノ内神戸港内ニ於テ漁撈シ、又ハ同地方ヲ經山シタル魚介類ノ移入ヲ停止ス

本令ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

徳島縣令第七十二號

昭和三年十月九日

「コレラ」豫防ノ爲傳染病豫防法第十九條ニ依リ當分ノ内神戸港ノ次ニ左ヲ加フ「及大阪港内」

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

之ニヨリ十月二日檢發第二六〇號ヲ以テ神戸市内各警察署及、水上警察、各沿岸警察署長ニ對シ、同地方ニ魚類ヲ添付スル生魚商等ニシテ證明書ノ交付ヲ願出ル者アリタル場合ハ直ニ之ヲ交付スル等便宜ノ取計ヲナスベキヤウ通牒ヲ發シタリ。

D 大阪府ニ發生セシ「コレラ」ニ對スル豫防措置

大阪府衛生課細菌室勤務ノ小使、十月二日午前一時頃、發病、同日午後八時「コレラ」患者ト診定サレタリ、患者ノ家屋ハ港區三軒家町ニシテ尻無川ニ近ク爲ニ尻無川附近ノ下水ニ汚物ヲ放流シタルノミルナラズ汚染シタル糞糞ヲ尻無川ニ投棄シタル事實アリ、故ニ恐ルベキ病毒ハ河流、ヲ通ジテ廣レク河水、海水ニ 蔓シタルモノト認メラレ爲ニ大阪府ニ於テハ十月三日、大阪港及各河流ニ於ケル魚撈游泳ヲ禁止シ又其ノ水ノ使用ヲ停止セリ。本縣ニテハ大阪府ニ「コレラ」發生セリト聞クヤ、直ニ防疫職員ヲ派遣シテ狀況ヲ調査セシムル一面本縣ノ尼崎市ト大阪トハ交通運輸ノ頻繁ナルモノアルヲ以テ防疫警三名、藥劑師一名、看護婦三名、防疫監吏四名、警部補一名ヲ派遣シ防疫班三班、消毒班一班ヲ編成シ尼崎港入港ノ船舶乗組員ニ對スル豫防注射ノ續行及檢病調査探便檢査等ヲ實施シタリ

又、海上生活者ノ家族ニシテ陸上ニ居住スル者ニ對シ漏レナク豫防注射ヲ行フ爲醫師、看護婦、防疫監吏、市吏員各一名、及警察官二名ヲ以テナル防疫班一班ヲ編成シ巡回若クハ適當ナル場所ニ於テ豫防注射ヲ施行セリ、又大阪市内ヨリ魚貝、青物類及尿管、(馬糞ヲ含ム)等ヲ移入スル卸賣市場魚屋、八百屋等、十月二日以降ニ於テ同市ニ來往セル者ヲ外勤巡查ヲシテ一齊ニ調査セシメタリ

即チ注射及探便成績表及、交通關係調査表左ノ如シ

尼崎管内豫防注射並ニ探便成績表

職業別	回数	男	女	計	備考	職業別	回数	男	女	計	備考
帆船夫	二一	二五	三三	一六		應船々夫	二一	一三	一一	二四	
船夫	二一	二九	一六	四五		漁夫	二一	一三	一一	二四	
濱仕	二一	三〇	一一	四一		其他	二一	一三	一一	二四	
船行商人	二一	一〇	一一	二一		合計	二一	一三六	一三六	二七二	

探便人員合計 六九名

大阪市トノ交通關係者調査表

（十月四日調査）

要項	人員	要項	人員
1 船夫、沖仲仕及其家族	五六	6 人糞、馬糞等ヲ移入スルモノ	三
2 生魚、蒲鉾、天麩羅等魚類ヲ移入スル者	三	7 本月二日以降交通關係アリシ者	二
3 八百屋等ニシテ背物果實ヲ移入スルモノ	二	計	六
4 魚類、背物ヲ移入スル工場	七		
5 魚類、背物ヲ移入スル卸賣市場	三		

茲ニ於テ衛生技手一名警察官二名ヨリナル防疫班一班ヲ編成シ移入物件ノ消毒方法ヲ指導督勵スルト共ニ其ノ健康状態ヲ觀察セリ、又「コレラ」ニ對スル豫防注意ヲ喚起スル爲ニ尼崎市ニ於テ豫防宣傳ポスター一万五千枚ヲ印刷シ又小田村ニ於テリーフレット數百枚ヲ作製シテ船舶其他ノ關係方面ニ頒布セリ、本縣ニ於テハ前述ノ如ク先ヅ大阪ニ對スル關門トモ見ルベキ尼崎ノ防備ヲ嚴ニスルト共ニ十月三日衛通第四六號ヲ以テ沿岸各警察署長ニ對シテ左ノ防疫方法ヲ實施ヲ通達セリ

防疫方法

- 一、本月二日以後大阪市内ノ河海ニ停泊若クハ往復交通シタル船乘業者ヲ嚴重調査シ健康ヲ觀察スルト共ニ探便ノ上當廳又ハ最寄細菌検査所ニ送附スルコト
- 二、大阪府令適用地域内又ハ同地ヲ通過シテ移入スル飲食物ニ對シテハ左ノ消毒方法ヲ講ズル様指示督勵スルコト
 - (イ) 煮沸又ハ燒焙スルカ
 - (ロ) 水道若クハ清淨ナル井水ニテ充分清洗スルカ
 - (ハ) 三千倍稀鹽酸水ニテ洗滌スルカ
 - (ニ) 充分直射日光ニアテルカ
 以上飲食物ノ種類ニ依リ適宜選擇實行スルコト
- 三、此際各戸ニ就キ大阪市へ直接關係アリタル者ハ勿論乗船業者ニシテ常ニ大阪市へ往復スルモノニシテ未ダ豫防注射ヲ行ハザル者アルヤ否ヤヲ調査シ未了者ハ直ニ豫防注射ヲ行ハシムルコト
- 四、大阪府令適用地ニ交通スル者ハ其旨指示ノ上遵守セシムルコト
- 五、以上各項ノ實施ハ當該市町村長ト協議ノ上實施シ豫防注射探便器及探便並ニ其ノ送附方法ハ市町村長ト交渉スルコト

十月六日檢發第二六九號ヲ以テ内務大臣ニ對シ、檢疫費追加豫算ノ支出及「コレラ」發生以後ノ防疫狀況、患者早期發見、海上從業者ニ對スル豫防措置狀況醫師會ノ活動及大阪府ノ「コレラ」發生ニ對スル本縣ノ豫防措置等ニ關スル詳細ヲ報告セリ、而シテ十月九日付檢發第二七號ヲ以テ京都府知事宛ニ、本縣令第四十七號ノ海水使用停止ノ件ヲ十月十七日ヲ以テ廢止スベキ意ヲ具陳シテ九月卅日京都府令第九十七號モ同日ヲ以テ廢止セラレタキコトヲ照會セリ滋賀縣德島縣ニ對シテモ同ジク照會セリ、神戸港内「コレラ」發生ニツキ海水使用停止ヲ行ヒタル以後三週間に至ルモ幸ニ患者發生セザルノミナラズ、一方水上生活者生魚者等ハ非常ナル苦痛ニ堪ヘツ、アル實情ヲ顧慮シ十月十五日兵庫縣令第五十號ヲ以テ海水停止ヲ解除シ十月十七日ヨリ之ヲ施行スルコトトセリ

縣令左ノ如シ

兵庫縣令第五十號
昭和三年九月廿八日兵庫縣令第四十七號ハ之ヲ廢止ス
本令ハ昭和三年十月十七日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年十月十五日

兵庫縣知事 長 延 連

茲ニ於テ檢發第二八七號ヲ以テ十月十七日ニ於テ海水使用停止ヲ解除スベキ旨ヲ内務大臣ニ報告シ、其他關係府縣及各關係官衙、各警察署長ニ通報シタリ

而シテ京都府ニ於テハ府令等百壹號ヲ以テ、第九十七號ハ十月十七日限り之ヲ廢止シ、滋賀縣モ同ジク縣令第三十八號ヲ以テ第三十七號ヲ廢止シ、德島縣ニ於テモ縣令七十一號及七十二號同縣令七十四號ヲ以テ十月十七日限り之ヲ廢止シタリ、港内取締手續左表ノ如シ
海水使用停止解除後ニ於テモ念ノ爲左表ノ如ク配置ヲ縮少シテ十一月廿日マデ之ヲ續行セリ

神戸港内「コレラ」豫防班配置表

（昭和三年自十月十七日至十一月廿日）

區別區域	班別	種別	醫師	防疫監吏	看護婦	使用船
神戸港内一圓	第一班	注射	一	二	一	一
同	第二班	診察	一	二	一	一
同	第三班	探便	一	二	一	一
計	三	三	二	九	三	三

備考 一班毎ニ巡查一人乗組ム

「コレラ」豫防實施ニ關スル豫防注射、診療、檢便、採便、等ニ對スル成績ハ左表ノ如シ

海水使用停止中ノ取締事績表

(昭和三年自九月二八日
至十月六日)

署名 種類	取扱總件數	瀉	撈	游	沐	海水汲取	飲食物 同器具 洗濯	科		調	注	譯
								料	洗			
兵	七											
水上	三											
相橋	三											
相生	六											
御計	六											
計	二六											

神戸港内水上生活者ニ對スル「コレラ」豫防診療成績表

(昭和三年自十月二日
至十一月廿日)

種別	性別	診療人員	同上		脚氣	胃腸病	外傷	其ノ他	計
			感冒	中投					
汽船乗組員	女男	一七							一七
帆船	女男	二六							二六
解船	女男	七							七
沖仲仕	女男	三							三
濱仲仕	女男	一							一
艦船行商人	女男	一							一
座船	女男	一							一
流	女男	一							一
計		七六							七六

種別	回数	神戸市		同家族		其他ノ市部		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
汽船乗組員	二回	七	九	一	六	一	四	九	一〇
帆船	二回	二	六	一	五	一	四	三	五
解船	二回	一	五	一	四	一	三	二	四
沖仲仕	二回	一	二	一	一	一	一	二	二
濱仲仕	二回	二	二	一	一	一	一	二	二
艦船行商人	二回	一	一	一	一	一	一	二	二
座船	二回	一	一	一	一	一	一	二	二
流	二回	一	一	一	一	一	一	二	二
其他	二回	一	一	一	一	一	一	二	二
計		一六	一六	一三	一三	一六	一六	三二	三二

「コレラ」豫防注射成績表ノ一

(昭和三年自七月一日
至十一月二十五日)

種別	回数	神戸市		同家族		其他ノ市部		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
汽船乗組員	二回	七	九	一	六	一	四	九	一〇
帆船	二回	二	六	一	五	一	四	三	五
解船	二回	一	五	一	四	一	三	二	四
沖仲仕	二回	一	二	一	一	一	一	二	二
濱仲仕	二回	二	二	一	一	一	一	二	二
艦船行商人	二回	一	一	一	一	一	一	二	二
座船	二回	一	一	一	一	一	一	二	二
流	二回	一	一	一	一	一	一	二	二
其他	二回	一	一	一	一	一	一	二	二
計		一六	一六	一三	一三	一六	一六	三二	三二

海上生活者「コレラ」豫防注射成績

(昭和三年)

種別	第一回		第二回		計
	人数	割合	人数	割合	
神戸	1,835	75.5%	1,835	75.5%	3,670
尼崎	7,575	75.5%	7,575	75.5%	15,150
明石	1,835	75.5%	1,835	75.5%	3,670
西宮	7,575	75.5%	7,575	75.5%	15,150
御影	1,835	75.5%	1,835	75.5%	3,670
加古川	7,575	75.5%	7,575	75.5%	15,150
高砂	1,835	75.5%	1,835	75.5%	3,670
飾磨	7,575	75.5%	7,575	75.5%	15,150
網干	1,835	75.5%	1,835	75.5%	3,670
赤穂	7,575	75.5%	7,575	75.5%	15,150
那波	1,835	75.5%	1,835	75.5%	3,670
洲本	7,575	75.5%	7,575	75.5%	15,150
志筑	1,835	75.5%	1,835	75.5%	3,670
岩屋	7,575	75.5%	7,575	75.5%	15,150
福良	1,835	75.5%	1,835	75.5%	3,670
計	112,000	75.5%	112,000	75.5%	224,000

備考 一、豫防注射ハ八月十五日ヨリ開始ス

「コレラ」豫防注射成績

(昭和三年)

種別	第一回		第二回		計
	人数	割合	人数	割合	
神戸市	6,885	75.5%	6,885	75.5%	13,770
武庫郡	3,335	75.5%	3,335	75.5%	6,670
武庫郡	3,335	75.5%	3,335	75.5%	6,670
揖保郡	1,835	75.5%	1,835	75.5%	3,670
計	13,430	75.5%	13,430	75.5%	26,860

神戸港内水上生活者ニ對スル「コレラ」豫防検病調査成績表

(昭和三年自十月二十日)

種別	検査人員		種別	検査人員	
	男	女		男	女
汽船乗組員	1,650	1,400	艦船行商人	1,650	1,400
帆船	2,500	2,200	座船々々	2,500	2,200
船夫	3,500	3,200	漁夫	3,500	3,200
船	4,500	4,200	其他	4,500	4,200
計	12,150	10,800	計	12,150	10,800

第四項 「腸チフス」及其他ノ傳染病豫防

一、腸「チフス」其他各種傳染病豫防ニ關スル概況

昭和三年三月廿八日内務省發衛第二十八號ヲ以テ御大禮衛生施設事項ニ關スル件依命通牒アリテ、來ル秋冬ノ候ニ於テ御大禮御舉行アラセラルベキニ付諸種ノ傳染病、防疫ニ關スル件ニツキテ指示シ來レリ

防疫ニ關スル件

- (一) 傳染病流行ノ虞アル地域、其ノ豫防上必要ト認ムル場所ニ對シ検病的戶口調査又ハ必要ト認ムルトキハ檢診ヲ行フコト
- (二) 傳染病ノ届出ノ迅速ヲ期シ早朝診斷其他必要アル時ハ細菌學的検査ノ請求ニ應ズル等相當便宜ノ方法ヲ講ズルコト
- (三) 傳染病發生ノ場合ハ系統調査ヲ嚴密ニシ其ノ關係アル者ニ付病原體保有者ノ發見ニ努ムルコト
- (四) 特種營業者、其他必要アリト認ムル範圍ノ者ニ對シ病原體保有者ノ發見ニ努ムルコト
- (五) 腸「チフス」豫防ニ關シテハ格段ノ注意ヲ拂ヒ特ニ旅店飲食店其ノ他ノ飲食物營業者ニ對シテハ豫防注射ヲ獎勵スルコト(以上ハ御大禮衛生施設事項ヨリ摘録)

而シテ當時全國ニ於ケル傳染病發生狀況左ノ如シ。

昭和三年二月中全國傳染病患死者統計表

道府縣別	コレラ		赤痢		腸チフス		パラチフス		痘瘡		發疹チフス		猩紅熱		ジフテリア		流行性腦脊髄膜炎		ペスト	
	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
東京	17	1	17	1	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	3	1	3	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
静岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	17	1	17	1	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

道府縣別	コレラ		赤痢		腸チフス		パラチフス		痘瘡		發疹チフス		猩紅熱		ジフテリア		流行性腦脊髄膜炎		ペスト	
	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
静岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沖縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北海道	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	17	1	17	1	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

四月十二日内務省發衛第二九號ヲ以テ行幸啓衛生施設事項ニ關スル件通報アリテ行幸啓關係府縣ニ於テハ別項参照ノ上特ニ傳染病發生狀況ノ通報實施ノコトヲ示シ來レリ(總説参照) 即チ御大禮關係傳染病週報形式左ノ如シ。

一、注射ハ一人ニ付二回宛行フモノトス其ノ量左ノ如シ
 第一回注射量
 年齢十六乃至五十年 〇、七cc乃至一、〇cc
 同十一年乃至十五年及五十一年以上 〇、六cc乃至〇、七cc
 同六年乃至十年 〇、三cc乃至〇、五cc
 但シ以上ノ量ハ健康者ニ對シテノ量ナレバ體質ニ依リ斟酌スベシ
 第二回注射量、第一回注射量ノ倍量ヲ用ユベシ
 但シ第一回注射反應ノ輕重ニヨリ多少増減スベシ
 一、第二回注射ハ第一回注射ヨリ三日乃至五日ヲ經テ行フヲ要ス
 一、注射部ハ肩胛間部ニテ皮膚ノ柔軟ナル部ヲ撰ビ針ヲ斜ニシテ皮下ニ注射スベシ、但シ職業等ノ關係上前記部位ノ不便ナルトキハ適宜ノ部位ニ注射スルモ妨ナシ
 一、注射局部ハ注射前「アルコール」ニ浸セル脱脂綿ニテ消毒シ注射後ハ針痕部ヲコロジウム又ハ酢劍膏ニテ封鎖シ輕ク按摩スベシ
 一、注射器ハ使用前充分ニ消毒スベシ
 一、豫防液ハ有熱病者、妊娠、心臟病、腎臟、疾患脚氣、肺結核等ニハ注射ヲ行フベカラズ、
 一、豫防液ハ成ルベク冷暗所ニ貯フベシ又製造後三ヶ月以上ヲ經過シタルモノハ使用セザルヲ可トス

兵 庫 縣

三、腸「チフス」「バラチフス」保菌者檢索ニ就テ

腸「チフス」豫防ニ就テハ不知不識ノ間ニ病毒ヲ傳播スル保菌者ノ檢索ハ最モ緊要ナルヲ以テ本縣ニ於テハ腸「チフス」「バラチフス」病原體保有者檢索ノ計畫ヲ樹テタリ

- (1) 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、御影、芦屋
- (2) 其他ノ町村

以上ノ二種ニ分チ(1)ニ就テハ特種營業者ノ健康保菌者並ニ前年罹患全治者、本年罹患全治者ニ就テ治愈後ノ保菌者右ヲ檢索スル目的ヲ樹テ、第一表ノ如キ業態ノ範圍ニヨリテ第二表ニヨル探便豫定表ノ期間數量ニヨリテ本廳細菌檢査室ニ之ヲ提出セシムルコトニ定メタリ

(第一表) 特種營業(從業者)者檢便見込表

業 態 別	人 員	業 態 別	人 員
食 料 品 市 場		清 涼 飲 料 水 商	
食 料 理 屋		關 東 煮 屋	
支 那 料 理 屋		煮 麥 屋	
寸 じ 屋		八 百 屋	
飯 屋		飲 食 物 販 賣	
天 夫 羅 屋		飲 食 店	
雜 當 仕 出 屋		果 物 屋	
生 魚 商		餅 屋	
氷 水 屋		下 宿 屋	
アイスクリーム、アイスケーキ 冷しコーヒ、冷し飴屋		前 年 罹 患 全 治 者	
計		本 年 罹 患 全 治 者	

(第二表) 探便送附豫定數

署 別	檢便見込數	開始終了豫定月日	日數	平均一日ノ送付數	細菌檢査所名

(2)ニ於テハ前年罹患全治者及本年罹患全治者ニ就キテ、保菌者ヲ檢索シタリ、即チ第三表ノ見込數ニヨリテ豫メ最寄ノ細菌檢査所ト探便月日及送附數量ヲ協議シ之ヲ提出セシムル事ニ定メタリ

(第三表)

病原体保有者檢索見込數

地 方 別	要 索 人 員		細菌檢査所名
	特種營業従事者	前年罹患全治者	
姫路市	三	七	姫路細菌檢査所
播磨郡	一	二六	同
但馬郡	一	二六	同
丹波郡	一	三	豐岡同
淡路郡	一	三	村岡同
攝津郡	一	三	柏原同
計	六	一六	洲本同
			本總同

六月十八日衛通第二十號ヲ以テ各警察署長ニ對シ、前述(1)(2)ニ定メタル各注意事項ヲ詳細ニ指示シ、尙左記ノ注意ヲ付シテ通達ヲ發シタリ(別項衛通寫参照)

- 一、特種營業者ノ探便ニ就テハ豫メ之ヲ會合セシメテ署長又ハ署屬防疫醫ヨリ傳染病豫防上保菌者檢索ノ公衆衛生上必要ナル所以ヲ懇説シテ充分ナル理解ヲ與ヘ探便作業ノ圓滑進捗ヲ計ルコト
 - 二、第一表該當署ニ對シテハ所要防疫職員派遣ノ豫定ニ付探便期日迄ニ豫メ探便者ノ住所氏名職業年齢等ヲ調査シ探便者名簿ヲ作製シ探便順序ヲ計畫シ置クコト
 - 三、探便用軟膏壺及封筒ハ必要數量ヲ書面ニテ衛生課ヘ請求ノコト
 - 四、軟膏壺ハ封筒ニ入レ探便者ノ住所、職業、氏名、年齢ヲ明記シ密封ノ上第八表様式ノ送致目錄ヲ添附シ執務時間内ニ各細菌檢査所ヘ送致ノコト
- 右ノ如キ要領ニヨリテ着々ソノ實施ニカムリ、其成績終了後ニ於テ十日以内ニ第四表乃至第七表様式ニヨリテ報告セシメタリ、ソノ様式左ノ如シ

(第四表)

病原体保有者檢索成績表

警察署名

檢 便 人 員	發 見 保 菌 者		檢査人員一萬ニ對スル發見率
	腸チフス	パラチフス	

備考 第四表乃至第七表ヲ通シ健康保菌者ハ墨書治癒後保菌者ハ朱書ノコト

(第五表)

月別檢索成績表

警察署名

月 別 區 分	檢 便 人 員		發 見 保 菌 者		檢便人員一萬ニ對スル發見率
	腸チフス	パラチフス	腸チフス	パラチフス	
六 月					
七 月					
八 月					

(第六表)

職業別保菌者検索成績表

警察署名

職業別	検査人員	発見保菌者		検査人員一萬ニ對スル発見率
		腸チフス	パラチフス	

(第七表)

年齢別保菌者検索成績表

警察署名

病名別 腸チフス パラチフス	性別	年齢別										計	
		五才以下	十才以下	二十歳以下	三十歳以下	四十歳以下	五十歳以下	六十歳以下	六十歳以上	計			
	男											男	
	女											女	
	男											男	
	女											女	
	男											男	
	女											女	
	男											男	
	女											女	
	男											男	
	女											女	
	男											男	
	女											女	
	男											男	
	女											女	
	男											男	
	女											女	
	男											男	
	女											女	
	男											男	
	女											女	
	男											男	
	女											女	

(第八表)

検査材料送付書

月日

警察署名

番	號	採取月日	住	所	職	業	氏	名	年齢

備考 一、採取番號ハ最初ヨリ最終マテ進行番號トスルコト

同日即チ六月十八日檢發第一五一號ヲ以テ洲本、姫路、柏原、豊岡、村岡ノ各細菌検査所宛ニテ病原體保有者検索ニ關シ照會ヲ發シタリ、即チ各警察署長宛通達ノ寫シヲ添付シ、探便ノ月日、數量等ヲ關係署長ト協議シテ送附探便ニ對シ細菌學的検査ヲ遂ゲ其ノ結果ヲ直ニ通報シ、以テ本病豫防ニ對シ配慮アリタキ旨依頼スル所アリタリ、(別項檢發寫參照)

而シテ六月十四日内務省兵衛第一二五號ヲ以テ防疫醫四名、防疫監吏十二名ノ増員アリタルヲ以テ各署衛生係員ト協力シテ探便檢鏡ニ從事セシメタリ。

尙其ノ成績ヲ本部ニ於テ連カニ知悉スル爲六月二十三日檢發第一五五號ヲ以テ各警察署長ニ對シ左ノ様式ニヨリ保菌者檢便採取日報ヲ提出スベキヤウ依命通牒ヲ發シタリ(別項檢發寫參照)

第九六 警察署名

區分	要検査人員	検査器配付筒数	検査採取数		要検査人員ニ對スル採便殘数	摘	要
			男	女			
一班							
二班							
計							
累計							

糞ニ實施シタル腸「チブス」バラチブス」保菌者検索ニ就テハ十月一日全部ノ検査ヲ終了シタリ、其ノ検査人員ハ三万七千六百〇七名ニ達シ其中、腸「チブス」病原體保有者二十七名、「バラチブス」十名、赤痢一名、計三十八名ノ保菌者ヲ發見シタリ、又本廳ニ於テ調製シ各市町村へ無料交付シタル豫防注射液總量ハ三十六万一千九百六十〇、人數トシテ二十万九千五百二十一人分ニ及ビ、又其ノ町村數ハ一百十二ヶ町村ヲ數ヘタリ。而シテソノ成績ヲ統計シタル諸表左ノ如シ

腸チブス、バラチブス病原體保有者検索成績

自昭和三年一月一日至同 十月末日

警察署別	検査人員	發見保菌者		警察署別	検査人員	發見保菌者	
		腸チブス	チブス			腸チブス	チブス
		計	對スル發見率			計	對スル發見率

警察署別	検査人員	腸チブス	チブス	計	對スル發見率	警察署別	検査人員	腸チブス	チブス	計	對スル發見率
赤那上郡	二八五	一	一	二	〇・七〇	赤那上郡	二八五	一	一	二	〇・七〇
那波郡	二八五	一	一	二	〇・七〇	那波郡	二八五	一	一	二	〇・七〇
磯谷郡	二八五	一	一	二	〇・七〇	磯谷郡	二八五	一	一	二	〇・七〇
安山	二八五	一	一	二	〇・七〇	安山	二八五	一	一	二	〇・七〇
豊岡	二八五	一	一	二	〇・七〇	豊岡	二八五	一	一	二	〇・七〇
高崎	二八五	一	一	二	〇・七〇	高崎	二八五	一	一	二	〇・七〇
石住	二八五	一	一	二	〇・七〇	石住	二八五	一	一	二	〇・七〇
鹿野	二八五	一	一	二	〇・七〇	鹿野	二八五	一	一	二	〇・七〇
八木	二八五	一	一	二	〇・七〇	八木	二八五	一	一	二	〇・七〇
和生	二八五	一	一	二	〇・七〇	和生	二八五	一	一	二	〇・七〇
生野	二八五	一	一	二	〇・七〇	生野	二八五	一	一	二	〇・七〇
村岡	二八五	一	一	二	〇・七〇	村岡	二八五	一	一	二	〇・七〇
濱坂	二八五	一	一	二	〇・七〇	濱坂	二八五	一	一	二	〇・七〇
柏原	二八五	一	一	二	〇・七〇	柏原	二八五	一	一	二	〇・七〇
佐治	二八五	一	一	二	〇・七〇	佐治	二八五	一	一	二	〇・七〇
山本	二八五	一	一	二	〇・七〇	山本	二八五	一	一	二	〇・七〇
筑本	二八五	一	一	二	〇・七〇	筑本	二八五	一	一	二	〇・七〇
志保	二八五	一	一	二	〇・七〇	志保	二八五	一	一	二	〇・七〇
岩手	二八五	一	一	二	〇・七〇	岩手	二八五	一	一	二	〇・七〇
市村	二八五	一	一	二	〇・七〇	市村	二八五	一	一	二	〇・七〇
福屋	二八五	一	一	二	〇・七〇	福屋	二八五	一	一	二	〇・七〇
芦屋	二八五	一	一	二	〇・七〇	芦屋	二八五	一	一	二	〇・七〇
合計	二八五	一	一	二	〇・七〇	合計	二八五	一	一	二	〇・七〇